



平成26年に地方教育行政組織及び運営に関する法律が改正され地方教育行政の責任体制の明確化, 迅速な危機管理体制の構築, 地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図ることなどを目的として, 総合教育会議の設置並びに地方公共団体の長による教育大綱の策定といった新たな仕組みが設けられました。

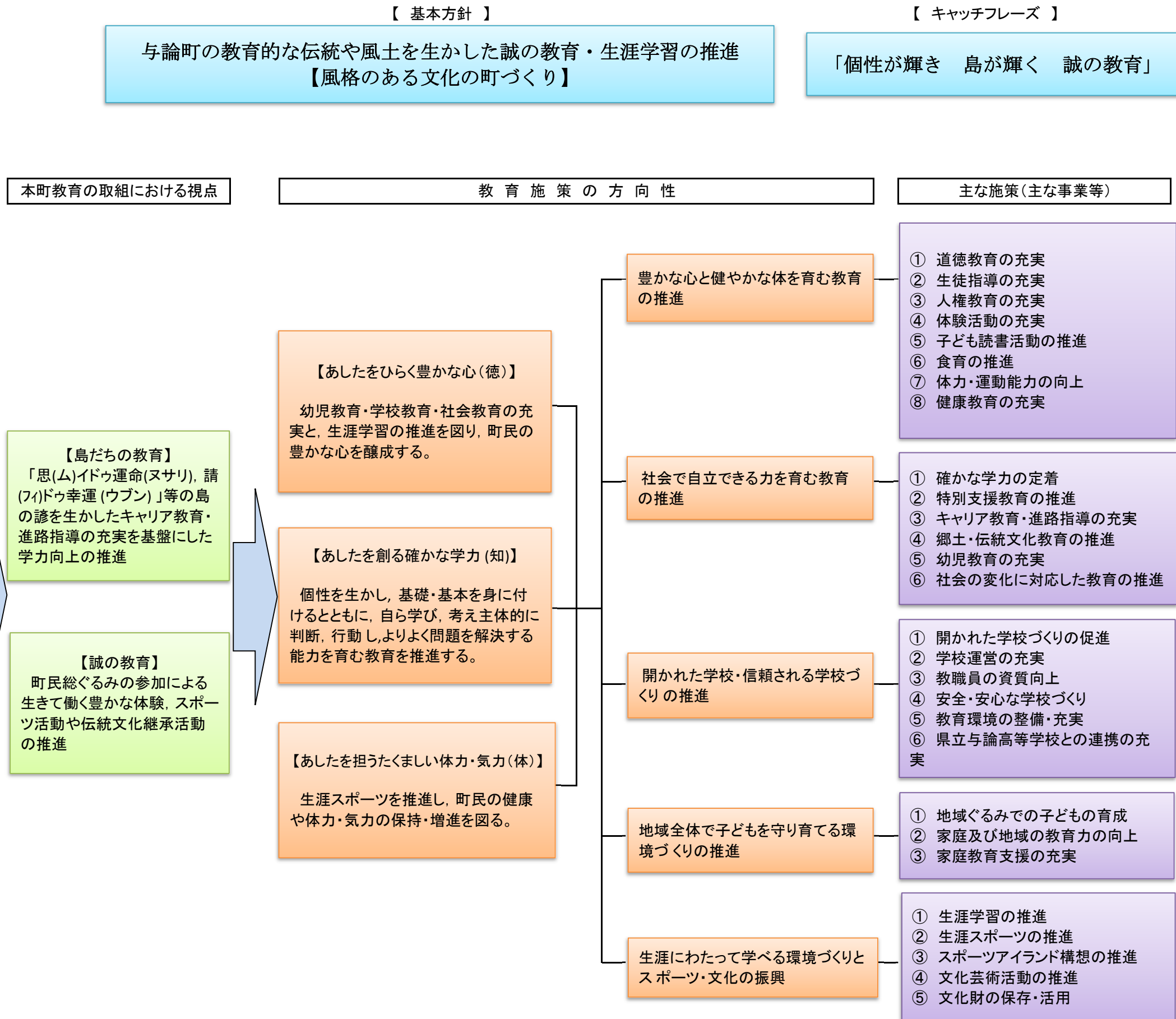
与論町においては、新しい時代に向けた町づくりの指針として第5次与論町総合振興計画を策定し、自然との共生, 住民参加と協同によるまちづくりに取り組んでいます。

このたび、平成31年度以降の教育大綱を策定いたしました。与論町の豊かな自然, 歴史・文化・伝統を生かし、次代を担う人材(「徳・知・体」の調和のとれた, 心豊かでたくましく, 地域を興す)育成のために、この大綱に示された視点及び施策の方向性を踏まえ、教育委員会との連携を充実させ、町民総ぐるみで本町教育行政の一層の推進に努めてまいります。

【基本目標】

あしたをひらく 心豊かで
たくましい 人づくり

本町の基本理念
【共に創ろう 未来への架け橋】



【基本方針】

与論町の教育的な伝統や風土を生かした誠の教育・生涯学習の推進
【風格のある文化の町づくり】

【キャッチフレーズ】

「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」